

# 経済学研究科履修規定

## ●平成 22 年度以降入学者用履修規定

### I. 博士前期課程

1. 学生は所定の授業科目について、博士前期課程にあつては 30 単位以上を修得しなければならない。
2. 学生は入学時に指導教授を選択し、授業科目の履修については指導教授の指導と許可を得なければならない。在学中、特別の事由があるときは指導教授を変更することができる。ただし、その変更については研究科委員会の承認を必要とする。
3. 単位の履修方法は次のとおりとする。
  - (1) 博士前期課程を修了するために必要な 30 単位のうち 20 単位以上は本研究科が開設する科目の履修によって修得しなければならない。なお、本学経済学部と本研究科で共通に開講される学部・大学院共通科目の単位については、この 20 単位に含めることができる。
  - (2) 特殊研究と演習に関しては重複履修可とするが、同一科目名の科目については各科目 4 単位までを修了に必要な 30 単位の中に算入することができる。なお、特論に関しては重複履修不可とする。
  - (3) 他大学大学院経済学・経営学研究科との単位互換制度に基づき、他大学大学院で履修した科目は、8 単位を上限として修了に必要な 30 単位に算入することができる。
  - (4) 経済学部が開設する講義科目及び本学の他研究科が開設する授業科目については、届出により本研究科委員会が承認したものに限り、8 単位までを修了に必要な 30 単位の中に算入することができる。その際、学部及び他研究科開設の講義科目は、経済学研究科特殊研究Ⅰ、経済学研究科特殊研究Ⅱ、経済学研究科特殊研究Ⅲ又は経済学研究科特殊研究Ⅳとみなし、(1)に規定する 20 単位には含めない。
  - (5) 経済学部において、本研究科の授業科目であり、かつ、経済学部と共通の授業科目として指定されているものを履修し、試験に合格している者については、その単位を除いても同学部を卒業するのに必要とされる単位数を満たしている場合に限り、本研究科入学後、研究科委員会の議を経て、20 単位を限度として、当該授業科目の単位数を修了に必要な 30 単位に算入することができる。
4. 修士の学位論文及び特定の課題についての研究の成果（特定課題研究）の提出については、『学習院大学経済学研究科の学位に関する細則』の定めるところによる。
5. 本研究科の博士後期課程に進学する場合には、修士の学位論文を提出しなければならない。

### II. 博士後期課程

1. 学生は所定の授業科目について、博士後期課程にあつては 8 単位以上を修得しなければならない。
2. 学生は入学時に指導教授を選択し、授業科目の履修については指導教授の指導と許可を得なければならない。在学中、特別の事由があるときは指導教授を変更することができる。ただし、その変更については研究科委員会の承認を必要とする。
3. 単位の履修方法は次のとおりとする。
  - (1) 特殊研究と演習に関しては重複履修可とするが、博士後期課程において修得した同一科目名の科目については、各科目 4 単位までを修了に必要な 8 単位の中に算入することができる。なお、特論に関しては修了に必要な 8 単位に算入されない。
  - (2) 交流協定校で履修した科目及び本学の他研究科が開設する科目は、届出により本研究科委員会が承認したものに限り、4 単位を上限として前項に規定する 8 単位に算入することができる。ただし、他大学大学院において修得した単位については、博士前期課程・後期課程を合わせて 10 単位を限度とする。